農地法第3条の3の規定による届出（相続等による届出）に係る提出書類

京都市農業委員会事務局 （電話：075－222－4050）

◎：必須

	提 出 書 類	発行機関	提出部数	備　　考
◎	農地法第3条の3の規定による届出書		1	
	委任状（任意様式） ・委任者（届出者）の署名（自署）または記名押印が必要。 ・代理人が書面訂正する場合、委任項目に「書面の訂正」、「申請・届出に係る一切の権限」等の記載が必要。		1	代理人が来庁する場合

※賃借権（小作権）の相続等、登記情報等では、届出内容の確認ができない場合は、遺産分割協議書等の書類を提出いただくことがあります。（提出の例　下表①+②又は、①+③　）

	提 出 書 類	発行機関	提出部数	備　　考
①	遺産分割協議書 （協議書に添付の全相続人の**印鑑登録証明書**含む）	区役所等	1	印鑑登録証明書の発行日は不問
②	法定相続情報証明	法務局	1	住所の記載があるもの
③	相続関係図		1	
	被相続人の戸籍謄本（原戸籍、除籍含む）	区役所等	1	被相続人の出生から死亡までの戸籍を全て
	相続人全員の戸籍謄（抄）本	区役所等	1	被相続人の死亡日以降の証明日のもの
	相続人の本籍地記載の住民票	区役所等	1	当該農地を相続される方の住民票を提出

◇　届出書への押印は不要ですが、提出時に本人確認させていただきます。
（ただし、委任状には、委任者（届出者）の署名（自署）または記名押印が必要）
本人確認に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。
・届出者が来庁する場合：届出者の運転免許証等の提示等
・代理人が来庁する場合：代理人の運転免許証や社員証等の提示等
（委任状に記載された代理人の住所や氏名・会社名等と一致していること）

◇　これまでどおり、押印された書面を提出されても手続きに支障はありません。

◇　届出は相続人が行ってください。

◇　賃借権の場合の提出書類（戸籍等）については、相続時に作成されたもので構いません。

◇　上記以外に、当委員会が必要とする書類を提出いただくことがあります。

様式第２号の１

農地法第３条の３の規定による届出書

令和　　年　　月　　日

京都市農業委員会会長　様

住所
氏名

下記農地（採草放牧地）について、{相続／時効の取得／その他＿＿＿＿＿＿}により農地を取得したので、農地法第３条の３の規定により届け出ます。

記

１　権利を取得した者の氏名等（国籍等は、所有権を取得した場合のみ記載してください。）

氏　　名	住　　所	国籍等	在留資格又は特別永住者

２　届出に係る土地の所在等

所在・地番	地　　目		面積 ㎡	備　　考
	登記簿	現　況		

３　権利を取得した日

令和・平成　　年　　月　　日

４　権利を取得した事由

５　取得した権利の種類及び内容

６　農業委員会によるあっせん等の希望の有無

（記載要領）

1　本文には権利を取得した事由を記載してください。

2　法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

3　国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあっては在留資格、特別永住者にあってはその旨を併せて記載してください。法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。

4　記の２の「届出に係る土地の所在等」の備考欄には、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載してください。

5　記の４の「権利を取得した事由」には、相続（遺産分割及び包括遺贈を含む）、法人の合併・分割、時効等の権利を取得した事由の別を記載してください。

6　記の５の「取得した権利の種類及び内容」には、取得した権利が所有権の場合は、現在の耕作の状況、使用収益権の設定（見込み）の有無等を記載し、取得した権利が所有権以外の場合は、現在の耕作の状況、賃借料、契約期間等を記載してください。

7　記の６の「農業委員会によるあっせん等の希望の有無」には、権利を取得した農地又は採草放牧地について、第三者への所有権の移転又は賃借権の設定等の農業委員会によるあっせん等を希望するかどうかを記載してください。

委　任　状

令和　　年　　月　　日

住所

［署名（自署）又は記名押印］

氏名　　印

電話番号

私は、下記の者を代理人と定め、農地法第3条の３の規定による届出に関する一切の権限を委任します。

記

住 所

氏 名

電話番号